4月からの北沢小学校後利用について

- 1 これまでの検討経緯及び北沢小学校後利用の方針について 「北沢小学校後利用方針(案)」をもとにご説明します。
- 2 子どもの居場所の概要について

場 所 北沢中学校第2校舎(現北沢小学校)の教室2室(現新BOP室)と校庭

実施日 ・月~金曜日:午後 1時~午後6時

・第2土曜日:午前11時~午後6時

・区立小学校の春・夏・冬休み中:月~金曜日の午前9時30分~午後6時 祝日・休日、年末年始、春・夏・冬休み中の土曜日はお休みです。

対象者 近隣の小学生児童を当面の対象者とします。

利用方法 自由来所(受付で利用表に氏名等を記入して利用してください。) 行事によっては、事前申込みが必要な場合があります。

内 容 子どもたちに健全なあそび体験を提供し、子どもの心身の発達と自立を支援します。

具体的には...

日常的な、楽しいあそび、仲間との交流 (工作や手芸、体を動かす活動、など) 学年に応じた活躍ができる活動

(児童館こどもまつりや児童館交流行事への参加、など) 地域の方と連携した活動

(伝承あそび、あおぞらじどうかん、など)



活動スペースや備品等に応じて、具体的な活動を計画して実施します。

北沢小学校後利用方針(案)

平成30年3月世田 谷 区

目次

| 1 | (1)1 | 施設・敷地の現況 用途地域等による制図 | 艮 | 1 |
|---|------|------------------------|--------------------------|--------|
| 2 | | • | 条)の策定にかかる検討経過 5向性の検討 | |
| | (2) | 北沢小学校後利用方式 | 針(案)の策定 | 4 |
| 3 | 北沢 | 小学校後利用の方針. | | 5 |
| | (1): | 北沢小学校後利用の基 | 基本的な考え方 | 5 |
| | (2): | 北沢小学校後利用の構 | 機能等 | 5 |
| | (3) | 地域住民との意見交換 | 奥の場の継続 | 5 |
| | (4) | 将来的な施設整備と流 | 舌用スケジュール | 6 |
| 4 | | | こ基づく取組み | |
| | | | } | |
| | (2) | 平成31年度以降の耳 | 双組み | 7 |
| < | 資料 > | | | |
| | 資料1 | 第1回意見交換会 | 開催結果 | |
| | 資料 2 | 第2回意見交換会 | 開催結果 | |
| | 資料3 | 第3回意見交換会 | 開催結果 | |
| | 資料4 | 第4回意見交換会 | 開催結果 | |
| | 資料 5 | 第4回意見交換会 | 当日資料「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え | え方(案)」 |
| | | | | |

<参考>

- ・学校跡地活用にかかる基本的な考え方(共通)
- ・用途地域による建築物の制限

1 北沢小学校の施設概要

(1)施設・敷地の現況

所 在 地 世田谷区北沢四丁目32-20

敷地面積 約6,332㎡

延床面積 約5,150㎡

構 造 RC造 3階建他

施設概要 教室棟 :昭和45・46年(築48年・47年)

体育館・特別教室棟:昭和45年(築48年)

新BOP・プール棟:昭和56年(築37年)

耐 震 性 教室棟、体育館・特別教室棟:平成21年度に耐震補強を実施済みで

あり、耐震性は確保されている。

新BOP・プール棟: 耐震診断の結果、耐震性は問題なし。

(2)用途地域等による制限

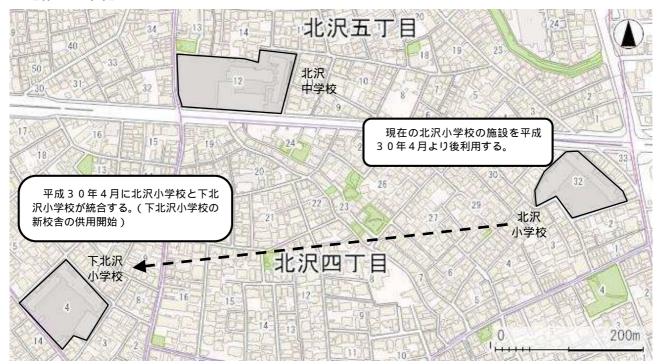
主たる用途地域:第一種低層住居専用地域

(建ペい率50%、容積率150%、第一種高度地区(高さ10メートル制限) 準防火地域)

既存体育館は、建築基準法第55条による特定行政庁(区)の許可を得て、 高さを10メートル以上としている。

(3)周辺の学校の状況

【配置図】



2 北沢小学校後利用方針(案)の策定にかかる検討経過

(1) 北沢小学校後利用の方向性の検討

北沢小学校後利用方針(案)の策定にあたり、北沢小学校後利用の方向性について地域の方々から意見等を伺うため、「北沢小学校後利用に向けた意見交換会」を以下のとおり実施した。

経過

第1回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会

日 時:平成29年8月2日(水)19時~21時20分

場 所:北沢小学校 ランチルーム

参加者:63名(区職員を除く)

内 容:基本条件等の説明(建築基準法上の制限、区としての考え方)

グループワーク「質問項目、心配事のまとめ」

第2回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会

日 時:平成29年9月6日(水)19時~21時

場 所:北沢小学校 家庭科室

参加者:38名(区職員を除く)

内 容:「第1回意見交換会での質問・提案、区の考え方」の共有、

グループワーク「この場所でやりたいこと」

第3回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会

日 時:平成29年10月15日(日)10時~12時

場 所:北沢中学校 被服室

参加者:20名(区職員を除く)

内容:「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(たたき台)」等の共

有、グループワーク(テーマ:子どもの居場所、地域コミュニティ)

第4回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会

日 時:平成29年12月2日(土) 10時~11時40分

場 所:北沢小学校 家庭科室

参加者:29名(区職員を除く)

内 容:「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(案)」等の説明、

全体での意見交換

意見交換会で出された主な意見等

意見交換会では、まず、当面の間は現在の施設を北沢中学校の第2校舎・第2体育館・第2校庭等(以下、「第2校舎等」という。)として活用しながら、避難所機能と地域コミュニティの核としての機能を継続するという区としての考え方を示した上で、地域の方々と意見を交換した。意見交換会で出された主な意見等は以下のとおり。

《子どもの居場所》

- ・放課後の居場所(BOP、学童クラブ、大人の見守り、遊び場開放)
- ・児童館や青少年会館の機能

《地域コミュニティの場》

- ・地域の人が気軽に集える場、町会の活動の場
- ・現在の活動の継続(野球、サッカー、バレーボール、合唱等)

《学習や文化活動ができる場所》

・自習室、学習支援、図書館機能、図書室、文化活動の場(伝統文化、演劇等)

《防災機能の確保》

・現行の避難所機能の確保、防災倉庫

《周辺環境や周辺住民等への配慮》

・みどりへの配慮、施設利用者と周辺住民とのトラブル防止、防犯

《利用・運営の仕組み》

・利用団体の調整等のしくみ、行政(学校)による施設管理

《北沢中学校第2校舎等としての活用》

- ・けやきネット利用の継続
- ・小規模特認校、下北沢小学校の第2校舎
- ・部活動等による魅力向上、学び舎(北沢中学校と下北沢小学校)の交流

その他の意見交換会の意見等は資料1~4参照

(2) 北沢小学校後利用方針(案)の策定

北沢小学校後利用検討の主な視点

北沢中学校による活用

・北沢中学校の魅力向上に資する校舎等の活用を検討する。

防災機能(避難所等)の維持

・地域の避難所としての機能を維持する。

地域コミュニティの核としての機能の維持

・北沢小学校が地域において果たしてきた地域コミュニティの核としての機能を 維持する。

その他

・多くの子どもたちが学び成長してきた場であることを踏まえた上で、世田谷区 全体の行政需要に対応する施策等を検討する。

北沢小学校後利用方針(案)の作成

「北沢小学校後利用に向けた意見交換会」の中で地域住民から出された意見をも とにまとめた「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方」及び行政需要等を踏 まえ北沢小学校後利用方針(案)を庁内で検討し、作成した。

「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方」は資料5参照

3 北沢小学校後利用の方針

北沢小学校後利用では、用途地域等の制限、既存施設の現況等の立地条件や経費負担等の財政状況、区の課題、地域住民の意見等を踏まえ、以下のとおり活用する。

(1) 北沢小学校後利用の基本的な考え方

平成30年4月以降、当面の間は、現在の学校施設を維持し、北沢中学校の第2校舎等として活用しながら、北沢小学校が担ってきた避難所機能と地域コミュニティの核としての機能、子どもの居場所としての機能を維持する。

現在の学校施設の活用にあたっては、区の財政状況を踏まえ、校舎の大規模改修など過度な経費はかけずに、施設の有効活用を図る。

将来的な施設整備は、地域住民等との意見交換を継続しながら、施設の利用状況、 建物の状況、行政需要等を踏まえて検討する。

(2) 北沢小学校後利用の機能等

既存施設を北沢中学校の第2校舎等として、次のとおり5年程度活用する。

北沢中学校第2校舎等

- ・北沢中学校は第2校舎等を活用した学校活動等(教育活動や放課後の活動等)を行う。 災害時の避難所機能
- ・災害時の避難所として活用する。

学校施設の区民利用

- ・北沢中学校の学校活動等での活用を基本とした上で、空き時間・空き教室の学校開 放を行う。
- ・北沢小学校を拠点としていた地域活動団体や地域スポーツ団体などの活動について は、学校等と協議しながら、地域活動の継続に努める。
- ・その他の学校施設の区民利用の具体的な方法については、地域活動や周辺保育施設 等の状況を勘案し、学校等関係所管と協議しながら検討する。

子どものための場としての活用

・子どもが安全に過ごせる居場所や学習支援の場として、学校開放の校庭や校舎を活用する。活用方法については、引き続き検討する。

行政需要への対応

・その他、世田谷区全体の行政需要に対応する施策等を引き続き検討する。

(3)地域住民との意見交換の場の継続

施設利用と将来の活用に向けた地域と区の意見交換を継続する。

(4)将来的な施設整備と活用スケジュール

将来的な施設整備は、地域住民等との意見交換を継続しながら、施設の利用状況、建物の状況、行政需要等を踏まえて検討する。



意見交換をしながら、運営の課題や方向性を共有する。

4 北沢小学校後利用の方針に基づく取組み

(1) 平成30年度の取組み

施設活用

学校機能

北沢中学校の第2校舎等として、学校活動等(教育活動や放課後の活動等)を行う。 避難所機能

災害時の避難所機能を継続する。

地域利用及び学校開放の取組み

- ・町会、自治会や、現在学校施設を利用して活動している団体などが、学校長承認に より空き教室等を利用する。
- ・空き教室等を利用し、代田児童館等の支援を受け地域の子どもの居場所としての活用を図る。また、多様な子どもの居場所となる取組み等の実施場所として、施設の有効活用を図る。
- ・けやきネットによる施設貸出しを継続する。

意見交換の継続

施設利用と将来の活用に向けた意見交換を継続する。

(2) 平成31年度以降の取組み

北沢中学校の第2校舎等として活用しながら、学校開放等を継続する。

施設の利用状況、区の課題や財政状況、地域住民などの意見等を踏まえ、学校等 関係所管と協議しながら検討する。

《資料1》

第1回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会 開催結果

1 日 時:平成29年8月2日(水)19時~21時20分

2 場 所:北沢小学校 ランチルーム

3 参加者:区民出席者 63名

区側出席者 政策企画課長、教育総務課長、北沢総合支所地域振興課長、

公共施設マネジメント推進課担当係長 ほか

4 内 容:基本条件等の説明(建築基準法上の制限、区としての考え方)、

グループワーク「質問項目、心配事のまとめ」

グループワーク後の主な質疑応答等の内容

意見交換会の位置づけについて

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|-------------|-------------------------------|
| 既に区の計画が決まっ | 北沢小の後利用について区として具体的に決定している事項は |
| ているのではないか?形 | まだありませんが、現在の建物をそのまま活用し、避難所機能や |
| ばかりの意見交換会にな | 地域コミュニティの核としての機能を維持することを前提に、後 |
| らないか。 | 利用を検討したいと考えています。 |
| | 今後、意見交換会(ワークショップ)で議論していただいたご |
| | 意見を踏まえ、区として後利用方針を策定します。 |

当面、中学校として活用することについて

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|-------------------------------|
| 今の施設を北沢中学校 | 部活動などで活用することを考えています。 |
| として使うという説明を | 具体的にどのように使うかは、意見交換会でのご意見を踏まえ |
| 受けたが、具体的にどう使 | ながら、今後、北沢中学校と話し合っていきます。 |
| うのか? | |
| 中学校に位置づけられ | 学校の地域開放の取組みについては、北沢中学校と具体的な運 |
| ても、住民が利用できるの | 用等をつめる必要がありますが、基本的に、現在と同様の形で地 |
| か? | 域開放を行えるよう調整したいと考えています。そのためにも、 |
| | 皆様がどのように利用したいのか、ご意見をいただきたいと思い |
| | ます。 |
| 「当面の間」とはどれく | まず、5年程度は現状の施設をそのまま活用したいと考えてい |
| らいの期間か?その後の | ます。その後の活用については建物の状況を見ながら、地域の状 |
| スケジュールを知りたい。 | 況、行政需要などを総合的に判断し、地域の方々と意見交換をし |
| | ながら検討したいと考えています。 |
| 学校として位置づける | 平成30年4月からの統合は決定しているので難しいと考えま |
| のであれば、小学校のまま | す。距離や管理の面からも、北沢中学校として位置づけたいと考 |
| でよいのではないか? | えています。 |

行政需要について

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|---|
| 中学校の部活動以外で、 | 意見交換会で議論していただいたご意見や、多くの子どもたちが学び成長してきた場であることを踏まえながら、区としての後利用の検討を進めます。 |
| 区としては何をやるのか? | まだ具体的な内容は決まっていませんが、現在の施設の空き教室を活用し、子どもの声が聞こえ、子どもの支援につながる活用を検討したいと考えています。 |

防災施設について

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|-------------------------------|
| 避難所としての整備が | 平成30年4月からも学校施設をそのまま活用し、避難所とし |
| 必要である。避難所として | て継続したいと考えています。避難所機能は、現在の機能の維持 |
| 使えない期間があるので | を前提に考えています。 |
| はないか? | |

施設の改修、耐震性について

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|-------------------------------|
| 今の建物は改修するの | 現段階では、改修工事の予定はなく、建物や校庭をそのまま利 |
| か?耐久性、耐震性は大丈 | 用したいと考えています。 |
| 夫なのか? | 建物の中で最も古い棟は築47年です。区の公共施設の考え方 |
| | では耐用年数としては築65年程度までで、概ね築60年程度で |
| | 建て替えを検討することになっているため、あと10数年は使用 |
| | 可能です。 |
| | 耐震補強も実施済みであり、耐震性は確保されています。 |

小学校の統合について

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|-------------------------------|
| 学校統合を知らなかっ | この度の下北沢小学校との統合に関しては、PTA役員や各町 |
| た。地域への周知が不十分 | 会長の方々などと話し合いを重ねたうえで、教育委員会として統 |
| だ。区に対して不信感があ | 合時期を決定し、北沢小学校保護者と就学前保護者等を対象に説 |
| る。 | 明会を行いました。その後、学校設置条例の改正を区議会で議決 |
| | いただきました。 |

8月下旬に『北沢小学校後利用に向けた意見交換会について』というお知らせを北沢 小学校・下北沢小学校の通学区域内の各戸に戸別配布した際、北沢小学校と下北沢小 学校の統合までの経緯を、以下の通り掲載した。

北沢小学校と下北沢小学校の統合までの経緯

・平成 25 年 9 月 世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第 2 ステップ)策定 守山小学校・東大原小学校・北沢小学校の3校の統合を決定

·平成 25 年 11 月 ~ 平成 28 年 1 月

新校準備会(保護者・地域・学校の代表で構成)を設置し、新校の校名・校歌や通学路の安全対策などを検討

·平成 28 年 4 月 下北沢小学校開校(守山小学校と東大原小学校を統合)

·平成 28 年 8 月~11 月 北沢小学校と下北沢小学校の統合時期決定に向けた話し合い及び通学路点検

(PTA 役員、学校運営委員、北沢地区町会長の方々など)

・平成 28 年 11 月 北沢小学校と下北沢小学校の統合時期を平成 30 年 4 月に決定

·平成 28 年 12 月 統合時期について、北沢小学校保護者などへお知らせ配付、説明会の実施

・平成 29 年 3 月 学校設置条例の一部改正の議決(議会の承認)

《資料2》

第2回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会 開催結果

1 日 時:平成29年9月6日(水)19時~21時

2 場 所:北沢小学校 家庭科室3 参加者:区民出席者 38名

区側出席者 政策企画課長、教育総務課長、教育環境課長、

北沢総合支所地域振興課長、

公共施設マネジメント推進課担当係長 ほか

4 内容:「第1回意見交換会での質問・提案、区の考え方」の共有、

グループワーク「この場所でやりたいこと」

質疑応答の内容

| 参加者の質問 | 区の回答 |
|--------------|--------------------------------|
| 意見交換会で提案した | 第4回意見交換会で意見をいったんまとめさせていただいて、 |
| ものに対して、区はどのよ | 利用方針に反映させていただきます。 |
| うな仕組みで決めるのか。 | まずは平成30年4月から、この施設をどう使うのかを今年の |
| | うちに決めたいのですが、来年の4月から実際に利用してみると、 |
| | 様々な意見が出るでしょうから、来年度以降も意見交換を続けた |
| | いと考えています。 |
| | 区が方針を決める仕組みとしては、会社の役員会のように、区 |
| | でも意思決定機関があり、その中で議論した上で、区議会に提示 |
| | し議会の意見も聞き、段階を踏みながら決まっていきます。 |
| 決まった利用方針は地 | このエリアにとっての大事な場所でもあるので、3月くらいに、 |
| 域に報告されるのか。 | 区民向け説明会という形で利用方針を報告したいと考えていま |
| | す。 |

グループワークで出た主な意見

| 活動の継続 | これまで北沢小学校でやっていた活動を継続して行いたい | |
|------------|---------------------------------|--|
| | 野球、サッカー、バレーボール、合唱、北小フェスティバル(ほか) | |
| 子どもの居場所 | 子どもがいつでも過ごせる居場所をつくりたい | |
| | 本が読める、卓球やバドミントン、ゲームなどができる場所、 | |
| | ハイレベルな児童館、新 BOP、保育所、保育サロン ほか | |
| 活動や集いの場/ | 子どもから高齢者まで、様々な地域の人が誰でも寄れる場所が欲しい | |
| 多世代交流 | 地域の多目的スペース、高齢者が子どもの面倒を見る場所、 | |
| | 町会の活動の場、伝統文化の活動の場、図書室の開放、 | |
| | 高齢者の活動(囲碁、将棋、ゲーム、カラオケ等)、ヨガ、太極拳、 | |
| | 子ども食堂、まちの食堂、料理教室 ほか | |
| スポーツ | 平日や休日、夜間も使えるようにしたい | |
| | 校庭、体育館、プール、健康器具 ほか | |
| NPO の活動や拠点 | 演劇の NPO が活動をしたり、事務所として活用したい | |
| 管理体制 / | 施設管理、ルールづくりや体制づくりを検討したい | |
| ルールづくり | 清掃や防犯管理はだれがやるのか、施設の利用ルールが必要、 | |
| | 地域活動に関する部分は北沢中が運営するのは難しいので、 | |
| | 住民が主体的に関わる、地域が優先的に使える方法を検討する、 | |
| | 利用団体が定例会を開催し情報交換する ほか | |
| 心配事など | 施設の使い方が変わるので、周辺住民の方の心配も考慮すべき ほか | |

《資料3》

第3回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会 開催結果

1 日 時:平成29年10月15日(日)10時~12時

2 場 所:北沢中学校 被服室 3 参加者:区民出席者 20名

区側出席者 政策企画課長、教育総務課長、教育環境課長、

北沢総合支所地域振興課長、児童課長、公共施設マネジメント推進課長 ほか

4 内容:「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(たたき台)」等の共有、

グループワーク(テーマ:子どもの居場所、地域コミュニティ)

グループワークで出た主な意見

(1) 北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(たたき台)について

| 該当箇所 | 参加者の意見 |
|----------------|----------------------------------|
| 北沢中学校による活 | ・北沢中の意向が知りたい。地域利用にどの程度制約があるのか心配。 |
| 用 | ・北沢中の第2校舎という事が前提になっているのはなぜか。下北沢 |
| H | 小学校の第2校舎とすると新BOPが実施できるのではないか。 |
| 避難所 | 「北沢中学校として活用することにより」の部分はいらないのでは |
| / 世美世 / 1 | ないか。 |
| 子育て世代の活動 | 子育て世代が活躍できないと地域がつながっていかない。核が維持 |
| 1月で世代の治勤 | できなくなる。 |
| 子どもの安全 | 「子どもの安全を最優先する」という視点(キーワード)を入れる。 |
|] 乙 6 0 及主 | 子どもの安全の確保の取組みは、区が担うべきことではないか。 |
| 表現の幅が広すぎる | いずれ何でもありになってしまうのではないか心配。 |
| 中学生の自習室 | 「自習室や学習支援」という視点(キーワード)を入れる。 |
| 放課後の居場所 | 「子どもの放課後の居場所」という視点(キーワード)を入れる。 |
| 休暇中の居場所 | 「夏休みや休暇中の居場所」という視点(キーワード)を入れる。 |
| | ・「学ぶ場」という視点(キーワード)を入れる。 |
| 学びの場 | ・上級生が下級生に勉強を教えたり、地域の大学生が学習支援をした |
| | りする場所。 |
| | 30年度以降も意見交換を重ねていく中で、地域に不足する公共的 |
| 行政需要とは何か | 機能として必要なものは検討してほしい。議論の中で出てきた機能 |
| | で、行政の役割と思われるものについて需要を満たしてほしい。 |
| 安全性の検討 | 安全性については急ぎの課題なので今年度検討してほしい。 |
| 5 年の表記 | 「概ね5年」の表記の仕方については地域と齟齬がないように、十 |
| 3年07亿元 | 分検討をしてほしい。 |
| 表現 | 文言が堅くて伝わりにくい。 |
| 議論の進め方 | 行政の案に対して意見を言っているだけではないか。地域の要望を |
| 成冊のため八 | 尊重してほしい。 |

(2)施設の活用イメージや運営について

子どもの居場所、活動の場

| 項目 | 参加者の意見 |
|-------|--|
| 放課後 | 放課後の居場所の確保が必要。 |
| 休暇中 | 夏休みや、休暇中の子どもの居場所も必要。 |
| 学童クラブ | ・民間の学童 ・前例がないからできないではなく、特区など新たな前例をつくるつもり で取り組む事が大事。 |
| プール開放 | 夏のプール開放は、先生が出前で来て「水泳の指導」ということにできればここでも実施できないか。 |
| 学びの場 | ・勉強ができる部屋(自習室)が必要。 ・上級生が下級生に勉強を教えたり、地域の大学生が学習支援をしたりす る場所を図書室とは別に確保してほしい。 |
| 校庭 | 狭い校庭での野球は中止してほしい。 |

地域の文化

| 項目 | 参加者の意見 |
|---------|----------------------------------|
| 今までできなか | 文化の核とする。 |
| った新しい機能 | 例)演劇を核にするとか…学校に演劇ファシリテーターを派遣する制度 |
| (文化) | (文化庁) |
| 図書の貸し出し | 貸出・返却できる図書館カウンター機能などがほしい(本はなくてもよ |
| 機能 | いので)。 |

集会所

| 項目 | 参加者の意見 | |
|--------------|--|--|
| コミュニティの 場 | ・ただの集会所では地域のコミュニティは生まれない。 ・コミュニケーションを取るために、集会所に喫茶店のような軽食が出る ようなスペースがあるとよい。 | |
| 町会の活動 | 町会としての活動が継続できればよい。 | |
| 設備 | 今ある設備は使えるようにしておきたい(調理関係の設備)。 | |

避難所

| 項目 | 参加者の意見 |
|--------------------|---|
| 避難所としての 機能 | 避難所機能を個別に検討する必要がある。 例)ペットの居場所の確保、防災倉庫、一時避難所利用時の食料の確保、 災害時の入り口確保 など |
| 改修 | 避難所利用に伴う改修が必要な場合はきちんと検討してほしい。 |
| 地域利用との整 | 地域が占有するスペースが増えることで避難所機能を妨げないようにし |
| 合てほしい。 | |
| 避難所運営 | 運営にあたって、避難所運営委員会との調整、地域ごとの意見交換の場が必要。 |
| 避難所運営・防 災に向けた連携 | 避難所・防災を核として、地域の意見交換・運営の場を設けてはどうか。 (防災に関わる地域住民は高齢化しているので、いざというときに若い力 が必要になる、誰かが招待してくれたら、ではいけない。) |

利用・運営のしくみ

| 項目 | 参加者の意見 |
|----------------|--|
| けやきネット | 利用予約ルールが「けやきネット」になるのか? (広く活用される上ではけやきネット利用はやむをえないと思うが、同じ 団体だけ継続利用になるのは困る。) |
| 既存団体の継続 | 地域外の利用者(顔が見えない関係)が増えるとトラブルの元になる。 既存の団体だからといってそのまま活用できるというシステムはやめてほ しい。 |
| トラブル防止の しくみ | トラブル時に利用者と住民が対立するのはよくない。地域の声をくみあげ、トラブルにならない仕組み、解決できる仕組みが必要。 |
| 顔の見える関係 | ・活用する団体と地域住民が顔の見える関係をつくることが大切。 ・運営団体が主体となって、団体間の調整やコミュニティづくりを担うこ とが必要。 |
| 登録団体の調整 | ・第4回意見交換会を受けて、利用団体募集を始めてほしい。1~3月に 登録団体が集まる会議や場が開催できるとよい(先行してその動きをつ くっていかないと4月に間に合わない)。 ・登録制度を設けて新しい地域団体が使えるようにしたい(今までの団体 だけでなく子育て世代が活躍できるように)。 |
| 行政の支援 | ・行政、学校の協力がどの程度得られるのか。 ・継続的な運営のための予算(来年度以降)が必要。 |

《資料4》

第4回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会 開催結果

1 日 時:平成29年12月2日(土) 10時~11時40分

2 場 所:北沢小学校 家庭科室3 参加者:区民出席者 29名

区側出席者 政策企画課長、教育総務課長、教育環境課長、

北沢総合支所地域振興課長、児童課長、

公共施設マネジメント推進課担当係長 ほか

4 内 容:「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(案)」等の説明、

全体での意見交換

利用方針の考え方(案)と今後の進め方についての説明概要

- ・利用方針の考え方の「たたき台」から「案」への修正箇所を説明した。
- ・施設利用にあたっての利用団体間の調整について: 現在の承認団体も、改めて北沢中学校の承認を受けることになる。団体間の利用調整や ルールづくりを行うための場を設けるので、区から関係団体に声かけを行う。
- ・子どもの居場所の具体的な取組み内容について: 現在検討を進めているので、取組み案の内容が固まり次第、説明会を開催する。 現時点では、平日の午後の時間帯に大人の目による見守りを確保し、児童館事業のノウ ハウなどを活用した取組みを検討中である。
- ・平成30年度の北沢小後利用に係る全体説明会について: 現在検討を進めているので、内容が決まり次第、説明会を開催する。 現時点では、北沢中学校の学校活動等での活用を基本とした上で、地域開放の取組みや けやきネットによる活用を継続し、行政需要を踏まえた取組みを実施する。地域開放の 取組みや行政需要を踏まえた取組みとして、子どもの居場所、学習支援事業、障害児の 居場所づくりなどができないか検討中である。
- ・平成30年度は、一定期間の利用状況を踏まえた上で意見交換を行う。

主な意見や質疑応答等の内容

子どもの居場所について

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|--------------------|--------------------------|
| BOPや学童クラブを残すのか、そ | BOPと学童クラブは下北沢小学校へ統合するの |
| れとも、別の事業を調整しているのか。 | で、北沢小学校後利用では継続しません。子どもの居 |
| | 場所については、児童館から応援してもらう形での見 |
| | 守りを検討しています。 |
| 児童館や青少年会館のようにどの時 | 放課後の時間は自由に出入りできるように考えて |
| 間も自由に入れるのか。 | います。ただし、児童館や青少年会館と同じことはで |
| | きないので、どのような形で実施できるかを検討して |
| | います。 |

地域団体の利用について

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|-------------------|--------------------------|
| 団体間のルール作りでは、最初に多 | 学校と調整し、現在北沢小を利用している団体につ |
| くの団体が入った方が良いので、対象 | いて、漏れがないように周知したいと考えています。 |
| を広げてほしい。 | |
| 新しい団体にもどんどん使ってもら | 地区会館などとは違い学校なので、空いている部屋 |
| うことで、地域コミュニティは維持だ | を埋めるという考え方はなく、学校長が地域との関係 |
| けでなく広げてほしい。いつから使え | で柔軟に判断しています。また、学校で使わない時間 |
| るのか。 | 帯は、けやきネットの利用もあります。利用する団体 |
| | を公募して増やすことはありませんが、調整の場、会 |
| | 議体などの中で調整したいと考えています。新しい団 |
| | 体がいつから使えるかは、これからの検討です。 |
| 既存の利用団体の枠を使って他地域 | |
| の団体が利用していると聞いており、 | |
| 問題があると感じている。 | |
| 遊び場開放は、希望が多ければ続け | |
| る必要があるが、色んな地域の人たち | |
| が協力してくれないと難しい。 | |
| 避難所としての機能を活かすため | |
| に、団体を承認するときは、避難所で | |
| あることをきちんと伝え、教室等を専 | |
| 用させないように配慮してほしい。 | |

北沢中の第2校舎とすることについて

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|-------------------|---------------------------|
| 下北沢小第2校舎にすれば、学童ク | 距離や管理の面に加え、部活動があることなどか |
| ラブやBOPを実施できるのではない | ら、北沢中第2校舎と考えています。仮に下北沢小第 |
| か。 | 2 校舎としたとしても、新BOPは学校と同じ敷地内 |
| | で安全に遊ぶという事業であることを踏まえ、北沢小 |
| | 後利用では新BOPを実施しません。 |
| 北沢中の魅力向上とはどういうこと | 現在、北沢中とも話し合っているところですが、部 |
| を言っているのか。どのように第2校 | 活動や行事での利用を考えています。具体的には決ま |
| 舎を使うのか。魅力ある学び舎を目指 | っていませんが、地域との交流を含め、魅力ある学び |
| すため、中学校と地域との更なる連携 | 舎にしていきたいと考えています。今後、学校と具体 |
| に取り組んでもらいたい。 | 的に調整していきます。 |
| 7. 18121-011- | |

みどりについて

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|---------------------------------|---|
| 北沢地域のみどり率が低いので、み どりを増やしてほしい。 | 維持していきます。みどりを増やすとなると管理が課 |
| | 題となるので、今後、新たな展開になるときに、地域 の皆さんにご協力をいただきながら、何らかの形で増 やしていけると良いと思います。 |
| 大きな木は手入れが必要であり、安 | 施設管理は区が担うので、今ある樹木の適正な管理 |
| 全性も考慮してほしい。 | は行います。 |

学校について

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|-------------------|--------------------------|
| 北沢中の生徒数が少ないのを改善し | 下北沢小の通学区域の全域は北沢中の通学区域と |
| てほしい。下北沢小の子はみんな北沢 | なります。指定校変更については、指定校変更許可基 |
| 中にいくなど、学区域を工夫できない | 準に基づいて審査しております。 |
| か。部活を理由に、梅丘中や富士中に | 北沢中と下北沢小で構成している「北斗の学び舎」 |
| 指定校変更してしまっている。 | の中で、北沢中を盛り上げるため、新しい部活を作る |
| | など、教育委員会全体で検討しています。 |
| 世田谷区は特色ある学校を目指して | 教育委員会は安定した複数学級を目指して対応し |
| いるので、小規模特認校、分校、単学 | ています。もちろん、単学級を否定しているわけでは |
| 級があってもいい。 | ありません。 |
| | 小規模特認校制は学校選択制の分類の1つで、通学 |
| | 区域に関係なく区内のどこからでも就学を認めるも |
| | のですが、世田谷区は地域とともに子どもを育てる教 |
| | 育を推進しており、学校選択制を取っていないので、 |
| | 小規模特認校とすることは検討していません。 |

その他

| 参加者の意見、質問 | 区の見解、回答 |
|-------------------|--------------------------|
| スクールバスはどのような運用にな | 学校通学路の安全対策は教育委員会で検討して、今 |
| るのか。冬の学童クラブの終わりの時 | 後とも報告させていただきます。 |
| 間など、安全性に配慮してほしい。 | |
| 行事があることで、地元と子どもを | |
| 結びつけてきた。それがなくなってし | |
| まうのが心配。 | |
| 校舎をこのままにしておくのは良い | |
| 考えだ。 | |
| 青少年北沢地区委員会に、今後も下 | 今まで北沢小学校と下北沢小学校のPTAから選 |
| 北沢小学校PTAを呼んでほしい。 | 出してきた人数を、下北沢小学校PTAから推せんす |
| | る予定です。 |

《資料5》

第4回意見交換会 当日資料

北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(案)

北沢小学校後利用では、用途地域等の制限、既存施設の現況等の立地条件や経費負担等の財政状況、区の課題対応、地域住民の意見等を踏まえ、以下のとおり活用する。

1 後利用検討の主な視点

- (1) 北沢中学校による活用
 - ・北沢中学校の魅力向上に資する校舎等の活用を検討する。
- (2)防災機能(避難所等)の維持
 - ・地域の避難所としての機能を維持する。
- (3)地域コミュニティの核としての機能の維持
 - ・北沢小学校が地域において果たしてきた地域コミュニティの核としての機能を維持 する。

(4)その他

・多くの子どもたちが学び成長してきた場であることを踏まえた上で、世田谷区全体 の行政需要に対応する施策等を検討する。

2 後利用の方針

既存施設を北沢中学校の第2校舎・第2体育館・第2校庭等(以下「第2校舎」という。)として、次のとおり5年程度活用する。

- (1) 北沢中学校第2校舎
 - ・北沢中学校は、第 2 校舎を活用した学校活動等(教育活動や放課後の活動等)を行う。
- (2)災害時の避難所機能
 - ・災害時の避難所として活用する。

(3)学校施設の区民利用

- ・北沢中学校の学校活動等での活用を基本とした上で、空き時間・空き教室の学校開 放を行う。
- ・北沢小学校を拠点としていた地域活動団体や地域スポーツ団体などの活動について は、学校等と協議しながら、地域活動の継続に努める。
- ・その他の学校施設の区民利用の具体的な方法については、地域活動や周辺保育施設 等の状況を勘案し、学校等と協議しながら検討する。

(4)子どものための場としての活用

・子どもが安全に過ごせる居場所や学習支援の場として、学校開放の校庭や校舎を活用する。活用方法については、引き続き検討する。

(5)行政需要への対応

・その他、世田谷区全体の行政需要に対応する施策等を引き続き検討する。

3 地域住民との意見交換の場の継続

施設利用と将来の活用に向けた地域と区の意見交換を継続する。

4 将来的な施設整備と活用スケジュール

将来的な施設整備は、地域住民等との意見交換を継続しながら、施設の利用状況、建物の状況、行政需要等を踏まえて検討する。



意見交換をしながら、運営の課題や方向性を共有する。

学校跡地活用にかかる基本的な考え方(共通)

学校は、児童や生徒に良好な教育環境を提供することを目的とした施設であるとともに、災害時の避難所やスポーツ活動等地域交流の拠点として、地域コミュニティの形成に重要な役割を担っている。

また、戸建やマンション建設等宅地化の進む当区においては、学校の校庭や校舎、体育館等の敷地は、区内では限られた大規模用地である。

このため、その活用にあたっては、貴重な財産の有効活用を図る観点から、公共施設整備方針に基づき、厳しい財政状況を踏まえ、立地条件や周辺公共施設の設置状況、社会状況、将来の人口構成の変化等を考慮し、次に掲げる項目を踏まえて学校跡地活用の方向性を検討する。

(1)既存施設の活用

施設の老朽化や耐震性を考慮したうえで、改修や適切な補修工事等を行うことにより使用が可能なものについては、コスト削減の効果や新たな用途としての機能が十分図れる場合、現在の用途地域は変更せず、既存施設を活用する。

(2)防災機能の確保

区民の安全・安心を守るため、災害時の避難所としての機能(周辺の公共施設や第2順位の避難所等を含め現状の収容人員と同程度)や防災倉庫等地域の防災機能の確保を検討する。

(3)改修・改築に伴う移転先としての活用と施設の複合利用

老朽化により大規模改修・改築等が必要な近隣の公共施設について、移転・統合・ 再配置を含め、まちづくり支援機能や地域コミュニティの拠点として複合的な活用 を検討する。

(4)仮設校舎としての活用

同じ学校施設として活用することが有効であるため、近隣の小・中学校の大規模 改修・改築時における仮設校舎としての活用を検討する。

(5) 自然エネルギー等の活用

太陽光発電等自然エネルギーの活用やLEDなど省エネ設備の導入により、環境に配慮した施設整備を検討する。

(6)資産としての活用

跡地活用にかかる財政負担や土地・建物にかかる維持管理経費の負担軽減を図るため、敷地の売却や貸付も検討する。

(7)施設の維持管理

施設整備後にかかる維持管理・修繕等、後年度にかかる負担も踏まえ検討する。

(8)暫定利用の検討

施設を利用しない期間が長期にわたると施設の劣化が進むため、本格的な活用を 行うまでに期間がある場合については、暫定的な利用も検討する。

(旧希望丘中学校跡地活用方針より抜粋)

用途地域による建築物の制限

| | | | <u></u> |
|------|----------------------------|--|---------|
| 分類 | m v | 第一種 | |
| | 用 途 | 低層住居 | |
| | | 専用地域 | |
| 居住 | 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 | | |
| | 兼用住宅のうち店舗事務所等の一部が一定規模以下のもの | | |
| | | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 | |
| 文 | 教 | 図書館等 | |
| | 扒 | | |
| | ±/- | 大学、高等専門学校、専修学校等 | × |
| 宗 | 教 | 神社、寺院、教会等 | |
| | | 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 | |
| 医 | 療 | 保育所等、公衆浴場、診療所 | |
| | | 表し短が たい な。 旧音原生物観察 | |
| 福 | 祉 | 老人福祉センター、児童厚生施設等 | 600 m² |
| | | 病院 | × |
| زدرا | ゚゙ヤー | | |
| | 設 | ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ・バッティング練習場等 | × |
| I) U | S IIX | 床面積の合計が 150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店等 | |
| | | | × |
| | | 床面積の合計が 150 ㎡を超え、500 ㎡以内の店舗、飲食店等 | × |
| | | 上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店(兼用住宅のうち店舗、事務所 | |
| | | 等の部分が一定規模以下のものは可) | × |
| | | 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所等でその用途に供する | |
| 商 | 業 | 部分の床面積の合計が 10,000 m を超える大規模な集客施設 | × |
| '- | ×14 | | |
| | | 上記以外の事務所等(兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以 | × |
| | | 下のものは可) | |
| | | ホテル、旅館 | × |
| | | 2 階以下かつ床面積の合計が 300 ㎡以下の自動車車庫 | × |
| | | 上記以外の商業施設 | × |
| | | 兼用住宅で、作業場の床面積 50 ㎡以内の自家販売のための食品製造業を | |
| | | 営むパン屋、米屋等 | |
| | | 作業場の床面積 50 ㎡以内の自家販売のための食品製造業を営むパン屋、 | |
| | 米屋等 | × | |
| | | 作業場の床面積 50 ㎡以内の食品製造業を営むパン屋、米屋等 | ., |
| I | 場 | | × |
| | | 作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるお | × |
| | | それが非常に少ないもの | |
| | | 火薬類、石油類、ガス等の危険物貯蔵、処理の量が非常に少ない施設 | × |
| | | | ., |
| | | 上記以外の工場 | × |
| マの畑 | | 巡査派出所、公衆電話、一定規模以下の郵便業務、電話局 | |
| | その他 | 自動車教習所、床面積の合計が 15 ㎡を超える畜舎 | × |
| | | . 四冷上寸光 | |

:用途上可能 :条件付可能 x:不可能

第一種低層住居専用地域においては、600 ㎡以下なら区の庁舎等事務所の建設可能。

(旧希望丘中学校跡地活用方針より抜粋)

